

「指定居宅介護支援」重要事項説明書

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人野田みどり会
- (2) 法人所在地 千葉県野田市鶴奉270番地の5
- (3) 連絡先 電話 04-7121-2131
FAX 04-7121-2133
- (4) 代表者名 理事長 遠山 康雄
- (5) 定款に定めた事業 ①特別養護老人ホームの経営
②複合老人ホーム野田市楽寿園
(養護老人ホーム・特別養護老人ホーム)の受託経営
③老人デイサービス事業の経営
④野田市岩木小学校老人デイサービスセンターの受託経営
⑤老人短期入所事業の経営
⑥老人居宅介護等事業の経営
⑦障がい者福祉サービス事業の経営
⑧相談支援事業の経営
- (6) 施設・拠点等
- | | | | |
|-----------|-----|---------|-----|
| 特別養護老人ホーム | 3ヶ所 | 共同生活援助 | 1ヶ所 |
| 短期入所生活介護 | 2ヶ所 | 短期入所 | 2ヶ所 |
| 通所介護 | 2ヶ所 | 一時支援 | 2ヶ所 |
| 訪問介護 | 1ヶ所 | 相談支援 | 1ヶ所 |
| 居宅介護支援 | 1ヶ所 | 就労継続支援B | 1ヶ所 |
| 養護老人ホーム | 1ヶ所 | 生活介護 | 1ヶ所 |
| 地域包括支援 | 1ヶ所 | | |

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定居宅介護支援事業所
- (2) 事業所の名称 鶴寿園居宅介護支援事業所(野田市指定第1271300392号)
- (3) 事業所の所在地 千葉県野田市鶴奉280番地
- (4) 連絡先 電話 04-7121-1294
FAX 04-7121-1296

(5) 当事業所の居宅介護支援の特徴

①運営方針

要介護者等の意思及び人格を尊重すると共にお客様の心身の状況及び環境に応じて、保健、医療、福祉サービスとの綿密な連携を図りながら、総合的なサービスを公平かつ中立に行うよう努めます。

②居宅介護支援の手法

- ・ガイドライン方式(全国社会福祉協議会)
- ・その他ご契約者の状況に応じて手法を変更する場合があります。

※ガイドライン方式が目指すケアプランの特徴

- ・要介護者等の生活像を促える。
- ・介護保険に対応する。
- ・在宅対応の計画作成様式であり、施設サービス計画と連続性を持つ。
- ・主訴を基に生活での困りごとを明らかにしていく。

③サービス利用のために

- ・ご契約者が担当介護支援専門員の変更を希望される場合はお申し出ください。

- ・事業所では、より良い居宅介護支援の提供を図るため、担当介護支援専門員の変更をする場合があります。

④研修

事業所は、県が開催する介護支援専門員研修会や野田市内の介護支援専門員で開催している介護支援専門員連絡会における研修等により、職員の資質の向上を図ります。

3. 事業実施地域及び営業時間

(1) 通常の事業の実施地域 野田市

(2) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日～金曜日
営業時間	午前8時30分～午後5時30分
休業日	土曜日・日曜日 年末年始12月30日～1月3日

4. 職員の体制

当事業所では、ご契約者に対して指定居宅介護支援サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

	資格	常勤	非常勤		計
管理者		1名		特別養護老人ホーム 施設長と兼務	1名
介護支援専門員	社会福祉士	2名			7名
介護支援専門員	看護師	1名			
介護支援専門員	介護福祉士	4名			

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、居宅介護支援として次のサービスを提供します。当事業所が提供するサービスについて、通常の場合、利用料金は介護保険から給付されますので、ご契約者の利用料負担はありません。

(1) サービスの内容と利用料金（契約書第3～6条、第8条参照）

<サービスの内容>

①居宅サービス計画の作成

ご契約者のご家庭を訪問して、ご契約者の心身の状況、置かれている環境等を把握したうえで、居宅介護サービス及びその他の必要な保健医療サービス、福祉サービス（以下「指定居宅サービス等」という。）が、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、居宅サービス計画を作成します。

＜居宅サービス計画の作成の流れ＞

- ①事業者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させます。
- ②居宅サービス計画の作成の開始にあたって、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正にご契約者又はその家族等に対して提供して、契約者にサービスの選択を求めます。
- ③介護支援専門員は、ご契約者及びその家族の置かれた状況等を考慮して、ご契約者に提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。
- ④介護支援専門員は、前項で作成した居宅サービス計画の原案に盛り込んだ指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分した上で、その種類、内容、利用料等についてご契約者及びその家族等に対して説明し、ご契約者の同意を得た上で決定するものとします。

②居宅サービス計画作成後の便宜の供与

- ・ご契約者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- ・居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。
- ・ご契約者の意思を踏まえて、要介護認定の更新申請等に必要な援助を行います。

③居宅サービス計画の変更

ご契約者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者とご契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

④介護保険施設への紹介

ご契約者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又はご契約者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行います。

＜サービス利用料金＞

居宅介護支援に関するサービス利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、ご契約者の自己負担はありません。

但し、ご契約者の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、下記のサービス利用料金の全額をいったんお支払い下さい。

(1) 料金については、重要事項説明書付属文書2のとおりです。

(2) 交通費（契約書第8条参照）

通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、要した交通費の実費をいただきます。

6. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う介護支援専門員

サービス提供時に、担当の介護支援専門員を決定します。

(2) 介護支援専門員の交替（契約書第7条参照）

①事業者からの介護支援専門員の交替

事業者の都合により、介護支援専門員を交替することがあります。

介護支援専門員を交替する場合は、ご契約者に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

②ご契約者からの交替の申し出

選任された介護支援専門員の交替を希望する場合には、当該介護支援専門員が業務上不相当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して介護支援専門員の交替を申し出ることができます。ただし、ご契約者から特定の介護支援専門員の指名はできません。

(3) サービスをご利用にあたり

①ご契約者やその家族は、居宅サービス計画書に位置づける居宅サービス事業所について複数の事業所の紹介を求めることが可能であり、当該事業所を居宅サービス計画書に位置づけた理由を求めることができます。

②医療系サービスを利用する場合は、主治医に意見を求めた上で導入を図るとともに、居宅サービス計画書を主治医に交付します。

③指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準第1条の2の基本方針に基づきサービス割合について別紙にてご確認ください。

④入院した際には、入院先に担当介護支援専門員の事業所名、氏名をお伝えください。

7. 苦情の受付について（契約書第17条参照）

居宅介護支援に関する要望・苦情及びサービス計画に基づいて提供している各種サービスについての相談・苦情に対し迅速に対応します。下記窓口までお申し出ください。

苦情担当窓口	担当者：管理者	電話	04-7121-1294
苦情解決責任者	担当者：高齢者支援事業部 部長		
野田市福祉部高齢者支援課		電話	04-7125-1111
千葉県国民健康保険団体連合会		電話	043-254-7404

令和 年 月 日

居宅介護支援サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業者 名称 社会福祉法人 野田みどり会
鶴寿園居宅介護支援事業所

説明者 _____ 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、居宅介護支援サービスの提供開始に同意しました。

契約者 氏名 _____ 印

代理人 氏名 _____ 印